## 道路等異常通報システム操作方法



## 注意事項

- 自動車運転中や、歩きながらのスマートフォン等の操作は事故の原因となり大変危険です。本システムをご利用の際は、 周辺の状況に十分注意し、安全にご利用ください。
- ② 市への通報は24時間可能ですが、受信確認は平日8時30分から17時15分の間に行います。緊急の対応が必要なもの に関しては、従来どおり電話で連絡願います。
- ③ 通報いただいた情報をもとに現地確認を行い、市が管理する道路の場合は補修や経過観察等の対応を検討するものであり、 必ずしも補修するものではありません。市が管理しない道路で、国道や県道など管理者が特定できる場合は、管理者に情報 提供することがあります。
- ④ 通報内容の対応完了までに時間を要する場合がありますのでご了承願います。
- ⑤ 通報時にご入力いただいた連絡先等は、通報内容の確認が必要な場合のみに使用いたします。
- ⑥ 市は、通報者又は第三者が本システムを利用することによって被った被害について、一切の責任を負いません。

## 問合せ先 土木課 道水路管理係 ☎33-1435